

**自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務
委託業者選定公募型プロポーザル説明書**

I 公募型プロポーザルの目的

本業務では、地域の中小サプライヤや自動車メーカー等が参画する協議体を運営し、情報の共有及び課題の整理を行い、課題解決のための取組、必要な支援施策などを協議・提案することにより、本市が真に必要な支援施策を構築し、もって地域の中小サプライヤが脱炭素化や電動化による事業構造の変容に対応し、持続可能な経営基盤を構築することを目的としています。

業務の実施に当たっては、自動車関連産業の動向や技術等に関する専門的な知見、関係者との調整能力及び事業遂行能力を有する事業者が業務を委託することが効果的であることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選考を行います。

II 委託業務の内容

1 業務名

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

3 業務内容

別紙の「自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務基本仕様書」のとおり

4 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとします。

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 事務局（契約担当課）

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 担当 石田・大前

TEL 082-504-2238

FAX 082-504-2259

E-mail monozukuri@city.hiroshima.lg.jp

III 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- 1 提案内容の実施に必要な知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。
- 2 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定により地方公共団体の一般競争入札に参加できない者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者

- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者
- (5) 国税又は地方税を滞納している者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体
- (8) 本プロポーザル審査委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

IV 参加に関する手続き

1 募集スケジュール

(1) プロポーザルの実施案内(公示)	令和 4 年 7 月 25 日(月)
(2) 説明書、基本仕様書等の配布	公示日～令和 4 年 8 月 1 日(月)
(3) 質問の受付	公示日～令和 4 年 8 月 1 日(月)
(4) 質問に対する本市からの回答期限	令和 4 年 8 月 3 日(水)
(5) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出期限	令和 4 年 8 月 10 日(水)※郵便の場合は当日必着
(6) プレゼンテーション、選考	令和 4 年 8 月 18 日(木)午後(予定)
(7) 選考結果の通知	令和 4 年 8 月 19 日(金)ごろ

2 説明書、基本仕様書等の配布

(1) 配布方法

契約担当課(広島市役所本庁舎 5 階)で配布する。また、広島市ホームページからもダウンロードすることができます。

(2) 配布期間

公示日から 8 月 1 日(月)まで

3 質問書の受付

(1) 提出方法

本プロポーザルに係る質問がある場合には、「質問書(様式第 1 号)」を記入の上、事務局あてに Eメール又は F A X で提出してください。なお、質問書を送信した際には必ずその旨を事務局あてに連絡し、質問書の着信を確認してください。

(2) 質問の受付期間

公示日から 8 月 1 日(月)まで

(広島市役所の閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成 3 年広島市条例第 49 号)第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

(3) 質問への回答

質問書の提出があった場合には、8 月 3 日(水)を期限として質問者に対し随時回答するとともに、広島市ホームページでもその内容を公表します。

4 公募型プロポーザル応募資格確認申請書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する方は、本説明書、基本仕様書及び関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出してください。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書

以下の書類を各一部ずつ提出してください。

(ア) 公募型プロポーザル 応募資格確認申請書	様式第2号
(イ) 会社概要書	様式第3号及び提案者が製作する会社案内等があれば添付
(ウ) 法人登記簿謄本	履歴全部事項証明書で申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
(エ) 印鑑登録証明書	申請日から3ヶ月以内に発行されたもの
(オ) 納税証明書	<p>国税及び本店所在地の地方税に未納がないことを証する次の証明書で、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 税務署発行の納税証明書(その3の3)「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用) b 法人事業税及び法人都道府県民税の納税証明書 c 法人市町村民税の納税証明書 <p>※ 本店所在地が広島市外であって、広島市に納税義務がある者は、別に広島市税の納税証明書も提出してください。また、次のすべてに該当する場合は、納税証明書が出ないため、申立書(様式第4号)を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 広島市内に事務所、事業所又は住所を有していない。 (b) 広島市内に固定資産を有していない。 (c) 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではない。
(カ) 財務諸表等の写し	直近決算の財務諸表及び税務申告書の写しなど団体の財務状況が分かる資料
(キ) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	様式第5号

イ 企画提案書

(ア) 企画提案書記載項目

表紙には、「自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務 企画提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し押印してください。

ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者の会社名、住所、氏名、社票など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施してください。

企画提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、以下の内容について具体的に記載してください。

① 事業推進の内容

a 業務を行うに当たっての基本方針

b 業務の実施体制

業務全体の管理責任者を明確にするとともに、業務ごとの責任者、スタッフを記した体制図を作成してください。なお、全体の管理責任者、業務毎の責任者については、役職、職歴等を記載した資料を作成してください。

c 類似事業等に関する業務実績

実施主体（クライアント）、実施年次、事業費、事業内容、成果を記載してください（複数記載可）。

② 企画・提案

自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務基本仕様書の「4 業務内容」に記載されている項目及び「参考資料1 委託業務概要」に関し、企画・提案する内容を記載してください。

a 「(1) 基本コンセプトの提案」に関すること

本業務の目的を踏まえ、急激な脱炭素化や電動化に対する世界の潮流や、各国の自動車メーカーの戦略、地域の自動車メーカーの方針、国や広島県の支援施策を分析、整理し、地域の中小サプライヤの業種、業態に応じてとるべき対応策を協議体において協議・検討を行うための基本コンセプトを提案してください。

b 「(2) 協議体の運営」に関すること

基本コンセプトを踏まえた上で、協議体の運営方法について具体的に記載してください。

(a) 協議体運営の考え方

(b) 開催スケジュール

(c) 参加企業のターゲット

(d) グループワークのテーマ選定及び理由

(e) 会による議論で積極的な意見交換がなされるための工夫

c 「(3) サプライヤの課題・ニーズ調査」に関すること

発注者が所有するサプライヤリストに掲載されている企業に対して、地域特有の脱炭素化・電動化の進展による影響や課題・ニーズ調査を行うに当たって、下記を参考に調査の考え方や調査方法、調査期間などを具体的に提案してください。なお、サンプル数はグループワーク参加企業を含め最低100社以上とします。

【参考】発注者が所有するサプライヤリスト

マツダ株式会社を頂点とした1次～4次下請けの関係にある製造業者であって、本社所在地が広島広域都市圏域内にある企業503社

(収録項目) 商号(カナ・漢字)、郵便番号、所在地、電話番号、産業分類、創業年月又は設立年月、決算年月※、売上高※、利益※、資本金、従業員数、株主公開区分、証券(株式)コード、株主名称、事業所数、取引銀行、仕入先、販売先、(信用度)評点、代表役職名、代表氏名、生年月日、役員役職、役員氏名(※は3期分のデータ)

d 「(4) 支援施策の提案」に関すること

上記 a で提案した基本コンセプトと連動して、今後、本市が実施すべき自動車関連産業への支援施策を実施していくための本市に対する提案・提言に関する工夫を記載してください。

e 「(5) その他」に関すること

本業務に対し、より効果的となる独自提案があれば、取組の内容、方法、期待できる効果等について提案してください。

③ 経費の内訳

本業務に係る経費について、内訳とともに記載してください。

(2) 提出部数等

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判とし、表紙、裏表紙、目次及び本文の全てを含めて25頁以内とする。(資料やイメージ図など、見やすくするためA3用紙を使用する場合は、A4用紙の大きさを3つ折にすることとし、A4用紙は両面又は片面いずれも可、A3用紙は片面のみ可とする。なお、A3用紙はA4用紙2頁換算とする。)

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とします。また、採用された提案の著作権は広島市に帰属します。

(3) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和4年8月10日(水)

イ 提出場所 前記Ⅱ5に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出してください。

5 プレゼンテーション審査の実施

提案者にはプレゼンテーションの実施を求めるとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。プレゼンテーションは提出済の企画提案書を用いて行うこととし、追加資料の提出は認めません。なお、プレゼンテーション審査は以下の予定で実施を計画していますが、詳細な日時、方法、内容等については提案者に対して別途通知します。

(1) 日時

令和4年8月18日(木)午後(予定)

(2) 方法

Microsoft Teams 又は Zoom を利用したオンライン形式

(3) 内容

ア 説明及び質疑応答を含め、プレゼンテーション時間は30分を予定している。

イ プレゼンテーションに参加する説明員は、1社につき3名以内とする。

V 中途の参加辞退

参加申込書の提出後に提案を辞退する場合には、参加辞退届(様式第6号)を提出すること。

VI 審査方法

1 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の審査

IV 4(1)で提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書による資格確認の結果は、IV 5のプレゼンテーション審査への参加を要請する通知と併せ、提案者に通知します。(受託候補者として不適格であった場合には、プレゼンテーション審査への参加を要請しません。)

2 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書の審査は、自動車関連産業の脱炭素化・電動化に関する協議体の運営等業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うこととし、審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成します。

委員長 経済観光局産業振興部長

委員 経済観光局経済企画課長

経済観光局産業振興部商業振興課長

経済観光局産業振興部ものづくり支援課長

経済観光局産業振興部産業立地推進課長

(2) プレゼンテーション実施後、提案書の評価項目に対し評価を行うとともに、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査します。

(3) 評価項目に基づき、審査委員による採点を行います。審査の結果、合計得点が6割未満の提案者は、受託候補者に選定しません。

(4) 審査結果に基づき、評価点数の総合計が最高得点の提案者を受託候補者(優先交渉権者)とし、2番目の得点の者を次点候補者として選定します。最高得点の提案者が複数の場合は、審査委員会の議決により選定します。

(5) 提案者が1者の場合であっても、審査は行うものとし、審査の結果、合計得点が6割以上の場合には、その提案者を受託候補者として選定します。

(6) 審査結果は提案者に文書にて通知するとともに、提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、広島市ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議の申し立てはできないものとします。

(7) 不採用の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面により事務局に対して不採用の理由について説明を求めることができる。

3 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出期限を経過してから提案書などを提出した場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) その他、本説明書に記載する内容に違反すると認められた場合

4 審査基準

評価項目		配点	
1 基本方針、業務体制・類似事例の内容		30	
基本方針	本業務の目的を理解した提案がなされているか。	10	
業務体制	本業務を確実に履行できる体制となっているか。	10	
類似事例	本業務を遂行するための知見、ノウハウを有しているか。	10	
2 企画提案の内容（仕様書 4 業務内容）		70	
提案内容	(1)基本コンセプトの提案	十分な基礎情報を収集し、適切に現状と課題を把握したうえで、協議体の基本コンセプトが提案されているか。	15
	(2)協議体の運営	実施内容及びスケジュールが具体的かつ適切で現実的なものであるか。	15
	(3)サプライヤの課題・ニーズ調査	調査方法は具体的かつ適切に調査出来る方法が提案されているか。また、必要な精度とサンプル数を確保できる方法になっているか。	15
	(4)支援施策の提案	今後の支援施策展開へ繋げるための工夫は十分に図られているか。また、基本コンセプトとの整合が図れたものとなっているか。	15
	(5)その他	独自の企画提案等について、アピールポイントはあるか。	5
経費の内訳	適切な経費となっており、経費圧縮に努めているか。	5	
合 計		100	

Ⅶ 契約の方法等

- 1 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約します。
- 2 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。
ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 3 企画提案の選定後、提案者と協議の上で企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがあります。
- 4 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約します。
- 5 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の

者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約する予定です。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとします。

VIII その他

- 1 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とします。
- 2 公募型プロポーザル参加資格確認申請書がその提出期限までに到達しなかった場合は、企画提案書は提出できません。
- 3 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- 4 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しません。
- 5 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがあります。
- 6 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しません。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- 7 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがあります。

IX 問合せ先

前記Ⅱ5に同じ。